

「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」のお知らせ

新冠町では、7月1日から10月1日まで両給付金の受付を行っています。期限までに申請がない場合は給付金をもらうことができなくなりますので、対象となる方は必ず申請して下さい。

■子育て世帯臨時特例給付金

対象者：平成27年度6月分の児童手当の支給対象者



■臨時福祉給付金

対象者：平成27年度分の町民税が課税されていない方で課税されている方に扶養されていない方。なお、1月1日時点で生活保護法の被保護者の方は対象となりません。

※自分が対象となるか分からない方は、役場町民生活課までお問い合わせください。

●問い合わせ先

町民生活課町民生活グループ社会係 ☎0146・47・2112

第十九回 ふるさと祭り

宵宮祭

七月十八日(木)

◆駅前通り催し物
御旅所神事 (午後八時五分から)
みこし本練り (午後七時四十分から)
横かきり (午後八時十分から)

◆判官義経しるす男性
優勝賞金：十万円 準優勝賞金：五万円
三賞賞金：三万円 特別賞：一萬圓

◆前御前しるす女性
優勝賞金：五万円 準優勝賞金：三万円
特別賞：一萬圓

◆ステージ催し物
新冠町管大鼓演奏 (午後六時十分から)
向井成一郎ショー (午後六時四十五分から)

◆駅前広場催し物
ふるさと露店 (午後六時から)
どろカーテン (午後六時から)
和牛肉販売 (午後六時から)

本祭

七月十九日(金)

◆本祭り神事
午前九時から 神社境内
子供みこし (皇国法会 神社から出発)

◆新冠町管大鼓演奏
観音堂 午前十時 神社出発

◆みこし渡御 (正午 神社出発)

◆新冠はやし◎周慶みこし

◆冠甲ララスバンド演奏
午後二時から 三つ峠 臨時駐車場
午後三時から 三つ峠 臨時駐車場
午後四時から 駅前特設ステージ

◆ステージ催し物
▼露天中での場合は、コート館に於いて、町民カラオケ大会及び歌謡ショーの実施をいたします。

◆カビドリフラサークル (午後六時 十分から)

◆祭り美術委員長挨拶 (午後六時五十分から)

◆歌謡ショー
入場無料 (午後七時から)

◆駅前広場催し物
ふるさと露店 (午前十時から)
パンジーシャワー (午前十一時から 午後二時まで)
▼最高ハズレのシャワーや回転抽籤が楽しめます。

◆和牛肉販売・どろカーテン (午後五時三十分から 駅前広場)

◆新沼謙治
Nene & Waka

役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

「国民年金保険料免除手続き」のお知らせ

★保険料免除制度

経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合、本人と配偶者、世帯主の前年所得を審査し、全額または一部を免除する制度です。失業された方は、離職票や雇用保険受給資格者証を添付すれば、その方の前年所得を0円として審査する特例もあります。

《全額免除の所得目安》

{(扶養親族の数+1) × 35万円} + 22万円

★若年者納付猶予制度

本人が30歳未満の場合、世帯主の前年所得にかかわらず、本人と配偶者の前年所得を審査し、全額を猶予する制度です。

《全額猶予の所得目安》 全額免除と同じ所得基準

●★平成27年度分免除期間

- 平成27年7月～平成28年6月
- ※過去2年までさかのぼって申請できます。
- 例)平成27年11月に申請手続きをする場合
- 平成27年7月分～平成28年6月分の申請が可能。
- さかのぼって申請する場合は、平成25年10月分から申請ができますが、平成25年9月分以前は時効により申請できません。

●問い合わせ先

- 町民生活課
- 町民生活グループ社会係
- ☎0146・47・2112



子ども医療費受給者証の更新手続きがはじまります！

平成27年8月診療分から、子ども医療費助成の現物給付化に伴い、受給者証の公費番号が変更となりますので、更新時に交付します受給者証をお使いください。

現在お持ちの受給者証は、平成27年8月以降、使用できなくなりますのでご注意ください。

1 受給者証の記載内容の変更点について

7月31日まで	8月1日から
【北-193】	【90011933】
	【91011932】
	【92011931】

2 受給者証の内容変更について

子ども医療費の現物給付助成対象については、現在は日高管内と苫小牧市、札幌市内の一部の医療機関となっておりますが、平成27年8月以降は、道内全ての医療機関に拡大します。

これまでは、管外で受診されたときに、一時立替をいただき領収書などを役場窓口までお持ちいただいたおりましたが、平成27年8月診療分からは、立替が不

要になり、医療機関での支払も不要になります。

●なお、入院時食事負担額については、これまでどおり自己負担となります。

●3 使用上の注意点

●お子さんが新冠町外へ転出した場合は、有効期間の有無に関わらず受給資格が無くなります。

●資格が無いにも関わらず、受給者証を病院の窓口などで使用した場合には、後日、助成額分の金額を返納していただくこととなりますので、ご注意ください。

●なお、7月下旬より順次、更新手続きを受付いたします。詳しくは、後日、対象者に郵送されます更新手続きをご覧ください。

●問い合わせ先

●保健福祉課保健福祉グループ医療給付係 ☎0146・47・2113

